

業務委託契約約款

(総則)

第1条 受注者は、別紙仕様書及び図面等(以下「仕様書等」という。)に基づき、頭書の委託料をもって頭書の履行期限までに委託業務(成果品がある場合には、成果品の提出を含む。以下同じ。)を完了しなければならない。

2 仕様書等に明示されていない事項又は符合しない事項については、発注者と受注者とが協議して定める。

3 この契約約款に定める催告、請求、通知、申出、協議、承諾及び解除は、書面により行うものとする。

(工程表)

第2条 受注者は、契約締結後10日以内に工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。

2 工程表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

(契約の保証)

第3条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第4号においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

(1) 契約保証金の納付

(2) 契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供

(3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関の保証

(4) この契約による債務の不履行により生ずる損害を填補する履行保証保険契約の締結

2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額(以下「契約保証金の額等」という。)は、委託料の10分の1以上としなければならない。

3 受注者が第1項の規定により同項第3号又は第4号に掲げる保証を付すときは、当該保証は第17条第3項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

4 第1項の規定により、受注者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金の納付に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

5 委託料の変更があったときは、契約保証金の額等が変更後の委託料の10分の1に達するまで、発注者は契約保証金の額等の増額を請求することができ、受注者は契約保証金の額等の減額を請求することができる。

(権利譲渡等の制限)

第4条 受注者は、この契約から生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保に供してはならない。ただし、あらかじめ書面により発注者の承諾を得たときは、この限りでない。

(一括再委託等の禁止)

第5条 受注者は、委託業務の全部を一括して、又は発注者が仕様書等において指定した主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 受注者は、前項の主たる部分のほか、発注者が仕様書等において指定した部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

3 受注者は、委託業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。ただし、発注者が仕様書等において指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りでない。

(下請負人の通知)

第5条の2 発注者は、受注者に対して、下請負人の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

(監督職員)

第6条 発注者は、監督職員を定めたときは、書面により、その氏名を受注者に通知するものとする。監督職員を変更したときも、同様とする。

2 監督職員は、仕様書に定めるところにより、必要な監督を行い、及び次条第1項に規定する主任担当者に対して指示を与える等の職務を行う。

(主任担当者)

第7条 受注者は、委託業務を指導監督する主任担当者を選定し、書面によりその氏名を発注者に通知するものとする。主任担当者を変更したときも、同様とする。

2 発注者は、前項の通知に係る主任担当者の指導監督が不相当であるために委託業務の実施に支障があると認めた場合は、受注者に対し、理由を明示して、その交代を求めることができる。

(委託業務内容の変更等)

第8条 発注者は、必要があると認めるときは、書面により受注者に通知して、委託業務の内容を変更し、又は委託業務の全部若しくは一部の実施を一時中止させることができる。この場合において、委託料又は履行期限を変更する必要があるときは、発注者と受注者とが協議して書面により定める。

2 前項の場合において、受注者が損害を受けたときは、受注者は、発注者に対して損害の賠償を請求することができる。この場合の賠償額については、発注者と受注者とが協議して定める。

(受注者の請求による履行期限の延長)

第9条 受注者は、天候の不良等その責めに帰することができない理由その他正当な理由により履行期限までに委託業務を完成することができないときは、発注者に対して、遅滞なく、その理由を明らかにした書面により履行期限の延長を求めることができる。この場合における延長日数は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

(委託業務の実施に係る損害)

第10条 委託業務の実施に当たり受注者に生じた損害は、発注者の責めに帰する理由による場合を除き、受注者の負担とする。

2 委託業務の実施に当たり受注者が発注者又は第三者に与えた損害は、発注者の責めに帰する理由による場合を除き、受注者の負担においてその賠償をするものとする。

(検査等)

第11条 受注者は、別表又は仕様書等に定めるところにより、委託業務を完了したときは、その日から5日以内に業務完了報告書(成果品がある場合には、当該成果品を含む。次項において同じ。)を発注者に提出し、その検査を受けなければならない。

- 2 前項の規定により業務完了報告書が提出されたときは、発注者は、その日から起算して10日以内に検査をしなければならない。
- 3 発注者は、前項の検査の結果、合格と認めた場合は、その旨を受注者に通知するものとする。
- 4 受注者は、第2項の検査の結果不合格となり、発注者から委託業務の全部又は一部について再度実施を命ぜられたときは、遅滞なく実施し、発注者の再検査を受けなければならない。
- 5 第1項から第3項までの規定は、再検査の場合に準用する。

(所有権の移転時期)

第12条 成果品の所有権は、前条の検査に合格したときに、発注者に移転するものとする。

(委託料の支払)

第13条 受注者は、第11条の検査に合格したときは、別表又は仕様書等に定めるところにより、請求書により発注者に委託料を請求するものとする。

- 2 発注者は、前項の規定により適法な請求を受けたときは、請求があった日から起算して30日以内に委託料を支払うものとする。

(契約不適合責任)

第14条 発注者は、委託業務(成果品がある場合には、当該成果品を含む。)の種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)があるときは、受注者にその修補又は代替品若しくは不足物の引渡し等の履行の追完を請求(以下「追完請求」という。)することができる。ただし、契約不適合が発注者の指示により生じたものであるときは、この限りでない。

- 2 前項の場合において、発注者は追完請求に代え、又は追完請求とともに、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができる。
- 3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完を催告し、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、契約不適合の程度に応じて委託料の減額を請求(以下「委託料減額請求」という。)することができる。
- 4 発注者が委託業務の完了後1年以内(以下「契約不適合責任期間」という。)にその旨を受注者に通知しないときは、発注者は契約不適合を理由として、追完請求、委託料減額請求、損害賠償の請求及び契約の解除(次項において「追完請求等」という。)をすることができない。ただし、受注者が引渡しの際に契約不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りではない。
- 5 発注者が契約不適合責任期間内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から1年が経過する日までに第1項から第3項までの追完請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に追完請求等をしたものとみなす。
- 6 発注者は、受注者が第1項に定める修補又は代替品若しくは不足物の引渡し等に応じないときは、受注者に代わってこれを執行することができるものとする。この場合において、受注者に損害が生ずることがあっても、発注者は賠償の責めを負わないものとする。

(協議による解除)

第15条 発注者は、必要があると認めるときは、受注者と協議の上、この契約の全部又は一部を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定による解除により、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、受注者と協議して定める。

(発注者の催告による解除権)

第16条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めて催告し、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

- (1) 正当な理由なく、委託業務に着手すべき期日を過ぎても委託業務に着手しないとき。
- (2) 履行期限内に委託業務を完了しないとき又は履行期限経過後相当の期間内に委託業務を完了する見込みがないと発注者が認めるとき。
- (3) 正当な理由なく、第11条第4項の再度実施又は第14条第1項の履行の追完がなされないとき。
- (4) 受注者又はその代理人若しくは使用人が正当な理由なく、発注者の監督又は検査の実施に当たり、その職務の執行を妨害したとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第16条の2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 第4条又は第5条の規定に違反したとき。
- (2) 委託業務を完了させることができないことが明らかであるとき。
- (3) この契約の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (4) 契約の一部の履行が不能である場合又はその契約の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (5) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に契約の履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行しないでその時期を経過したとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達成することができないと認められるとき。
- (7) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。)が経営に実質的に関与していると認められる者に委託料債権を譲渡したとき。
- (8) 受注者又はその代理人若しくは使用人がこの契約の締結又は履行に当たり、不正な行為をしたとき。
- (9) 第18条又は第18条の2に規定する理由なしに、この契約の解除を申し出たとき。
- (10) 受注者が第三者より差押え、仮差押え、仮処分、強制執行若しくは競売の申立て又は公租公課の滞納処分を受けたとき。
- (11) 受注者について破産手続開始、民事再生手続開始又は会社更生手続開始の申立ての事実が生じたとき。
- (12) 受注者(受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。)が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等(受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時業務委託契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。)が、暴力団又は暴力団員であると認められるとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 受注者が、アからオまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合(カに該当する場合を除く。)に発注者が受注者に当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

(13) 公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第49条に規定する排除措置命令を受け、当該排除措置命令が確定したとき。

(14) 公正取引委員会から独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令を受け、当該納付命令が確定したとき。

(15) 公正取引委員会から受けた排除措置命令又は納付命令について抗告訴訟を提起した場合において、当該訴えについての請求を棄却し、又は当該訴えを却下する判決が確定したとき。

(16) この契約に関して、受注者(受注者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人)が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は第198条の規定に該当し、刑が確定したとき。

(17) 前各号のほか、受注者又はその代理人若しくはその他の使用人がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の目的を達することができないとき。

(発注者の損害賠償等)

第17条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

(1) 履行期限内に委託業務を完了することができないとき。

(2) 委託業務に契約不適合があるとき。

(3) 前2条の規定により、委託業務の完了後にこの契約が解除されたとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 次の各号のいずれかに該当する場合には、前項の損害賠償に代えて、受注者は、委託料の10分の1に相当する額(その金額が100円未満であるとき、又はその金額に100円未満の端数があるときは、その全額又は端数を切り捨てた額)を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 前2条の規定により、委託業務の完了前にこの契約が解除されたとき。
 - (2) 委託業務の完了前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。
- 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなして同項の規定を適用する。
- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人
 - (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人
 - (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等
- 4 第1項各号又は第2項各号に定める場合(前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。)がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。
- 5 第1項第1号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の損害金の額は、契約金額から、既履行分に相応する金額を控除した額につき、納入期限の翌日から納入の日までの日数に応じ、契約締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項に規定する財務大臣が決定する率(以下「支払遅延防止法の遅延利息の率」という。)で計算した額とする。この場合において、損害金の額が100円未満であるとき、又はその額に100円未満の端数があるときは、その全額又は端数を切り捨てるものとする。
- 6 第2項の規定にかかわらず、履行した委託業務の一部が第11条の検査に合格した場合は、第2項の違約金の額は、契約金額から当該検査に合格したものの契約金額相当額を控除した金額を基礎として計算する。
- 7(A) 第2項の場合(前条第7号又は第12号の規定によりこの契約が解除された場合を除き、第3項の規定により適用される場合を含む。)において、第3条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって第2項の違約金に充当し、充当してなお不足がある場合は、委託料から控除し、控除してなお不足がある場合は、受注者に請求することができる。
- 7(B) 第2項の場合(前条第7号又は第12号の規定によりこの契約が解除された場合を除き、第3項の規定により適用される場合を含む。)において、発注者は、第2項の違約金として委託料から控除し、控除してなお不足がある場合は、受注者に請求することができる。
- 8 発注者は、第2項の場合において、同項の違約金の額を超える損害が生じたときは、その超えた金額を損害賠償金として受注者に請求することができる。
- 9 受注者は、この契約に関して前条第13号から第16号までに該当する場合は、発注者が契約を解除するか否かを問わず、委託料の10分の1に相当する額(その金額が100円未満であるとき、又はその金額に100円未満の端数があるときは、その全額又は端数を切り捨てた額)の賠償金にこの契約の締結の日から当該賠償金の支払の日までの日数に応じ、支払遅延防止法の遅延利息の率で計算して得た額(その金額が100円未満であ

るとき、又はその金額に100円未満の端数があるときは、その全額又は端数を切り捨てた額)の利息を付して発注者に支払わなければならない。ただし、次の各号にいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 前条第13号から第15号までに該当する場合であって、当該命令の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不正な取引方法(昭和57年公正取引委員会告示第15号)第6項に規定する不当廉売であるとき又は発注者に金銭的損害を生じさせない行為であると発注者が認めるものであるとき。

(2) 前条第16号に該当する場合であって、受注者(受注者が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人。以下この号において同じ。)が刑法第198条の規定に該当し、刑が確定したとき。ただし、受注者が同法第96条の6の規定にも該当し、刑が確定したときを除く。

10 前項の場合において、受注者が共同企業体であり、既に解散しているときは、発注者は、受注者の代表者であった者又は構成員であった者に賠償金の支払を請求することができる。この場合においては、受注者の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して同項の額を発注者に支払わなければならない。

11 第9項の規定にかかわらず、発注者に生じた損害の額が同項に規定する賠償金の額を超えるときは、発注者は、その超えた金額についても賠償を請求することができる。

12 第9項の規定は、この契約による履行が完了した後においても適用するものとする。

(受注者の催告による解除権)

第18条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

(受注者の催告によらない解除権)

第18条の2 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 第8条第1項の規定により委託業務の内容を変更したため、委託料が3分の2以上減少したとき。

(2) 第8条第1項の規定による中止期間が履行期間の2分の1を超えたとき。

(3) 発注者がこの契約に違反し、その違反によりこの契約の履行が不可能となったとき。

(受注者の損害賠償等)

第19条 受注者は、発注者がこの契約の債務の本旨に従った履行をしないとき、又は発注者の債務の履行が不能となった場合はこれによって生じた損害を発注者に請求することができる。

(契約金額の変更)

第19条の2 契約金額は、経済事情の変動により適当でないとき認められるときは、発注者と受注者とが協議の上改定することができる。

(契約保証金の還付)

第20条 契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、受注者がこの契約を履行したとき、又は第18条若しくは第18条の2の規定によりこの契約を解除したときは、受注者に還付するものとする。

(秘密の保持)

第21条 受注者は、委託業務の処理上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。この契約の終了後又は解除後においても、同様とする。

(補足)

第22条 受注者は、この契約について定めるもののほか、八戸圏域水道企業団財務規程(昭和61年八戸圏域水道企業団管理規程第23号)を遵守するものとし、この契約に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。